を評価する。

七　保安林、砂防地、緑地帯で土地の利用について法令の規定により制限を受けているものの価額は、近傍の類似する土地の価額から二割に相当する金額を扣除した金額により評価する。

八　特殊家屋（ビルデイング、大工場、旅館、料理店等）の価額を評価する場合においては、その家屋の所在する地域にある普通家屋の評価倍数に左記一定割合を乗して得た倍数を当該普通家屋の評価倍数に加算した倍数をその評価倍数とする。

記

種類	割合	種類	割合	種類	割合
ビル	二〇〇厘	ホテル	二〇〇厘	料理店	一〇〇
百貨店	一〇〇	病院	一五〇	工場	市部　一五〇 郡部　一〇〇
[illegible]	一〇〇	大邸宅	―	倉庫	〃〃 〃
停車場	市部　一五〇 郡部　一〇〇	温泉旅館			
普通旅館	二〇〇	その他	二〇〇		

九　貸家（接收家屋を含む）の価額は評価した価額からその三割に相当する金額を扣除した金額によつて評価する。

一　宅地の部

広島県

広島東西税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区名
広島市	第一地帯	一、〇〇〇	播磨屋町、平田屋町、胡町、八丁堀、堀川町、大手町一丁目、二丁目、革屋町、紙屋町、横町、松原町、東胡町、細工町、塩屋町、下流川町、石見屋町、橋本町、東魚屋町、西魚屋町、研屋町、基町、鳥屋町、材木町、尾道町、大手町三丁目、上流川町、銀山町、鉄砲屋町、立町、山口町、薬研堀、弥生町、猿猴橋町、鉄砲町、猿楽町、京橋町、三川町、下柳町、的場町、松川町
広島市	第二地帯	九〇〇	西地方町、西九軒町、西新町、西引御堂町、西大工町、十日市町、鍛冶屋町、鷹匠町、塚本町、堺町四丁目、新市町、猫屋町、中島本町、舟入町、小網町、榎町、天満町、寺町、油屋町、左官町、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目
広島市	第三地帯	九五〇	大芝町、打越町、草津本町、草津東町、草津南町、草津浜町、楠木町三丁目、楠木町四丁目、山手町、古田町、庚午町、三篠本町四丁目、三滝町、新庄町、仁保町、大州町、尾長町、牛田町、矢賀町、東雲町、似島町
広島市	第四地帯	一、〇五〇	其の他全部
佐伯郡	全部	一、〇〇〇	大柿町、中村、三高村、高田村、沖村、鹿川町、深江村、飛渡瀬村

二　借地権の部

広島東西税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
広島市	第一地帯	三〇〇	宅地の地帯区分による。
	第二地帯	二五〇	

三　家屋の部

広島県　広島東西税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯区域名
広島市	第一地帯	八〇〇倍	播磨屋町、八丁堀、西魚屋町、堀川町、大手町一丁目、二丁目、革屋町、紙屋町、横町、中町、胡子町、塩屋町、平田屋町、西新町、西大工町、研屋町、上流川町、塚本町、猫屋町、中島本町、中町、松原町、榎町、北榎町、東胡町、鉄砲町、鉄砲屋町、猿楽町、細工町、左官町、堺町一丁目、二丁目、四丁目、下流川町、東魚屋町、千田町一丁目
広島市	第一地帯	一、一〇〇	仁保町、似島町、東雲町、尾長町、大州町、牛田町、打越町、草津本町、草津東町、草津南町、草津浜町、矢賀町、古田町、庚午町、三篠町、新庄町
	第三地帯	一、〇〇〇	其の他全部
佐伯郡	第一地帯	一、二〇〇	大柿町字柿浦字大君　字大原
	第二地帯	一、四〇〇	大柿町字北迫、字佐古、深江村、鹿川村、中村、沖村、三高村、高田村、飛渡瀬村

四　山林原野の部

広島県　　　広島東西税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
広島市	全部	四、六〇〇	
佐伯郡		三、九〇〇	高田村、中村、鹿川町、三高村、沖村、深江村、大柿町、飛渡瀬村

一　宅地の部

広島県　　　廿日市税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
佐伯郡	第一地帯	一、〇三〇	廿日市町、大竹町、五日市町、井口村
	第二地帯	一、〇〇〇	宮島町、河内村、八幡村、木野村、観音町、平良村、宮内村、地御前村、玖波町、大野町、小方町
佐伯郡	第三地帯	九〇〇	石内村、河内村、原村、栗谷村、砂谷村、水内村、上水内村、玖島村、友和村、浅原村、津田町、四和村、吉和村

二　家屋の部

広島県　　　廿日市税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
佐伯郡	第一地帯	一、一〇〇	宮島町、廿日市町、大竹町、五日市町大字五日市、大字海老塩浜、大野村宮島口、小方村字小方、小方村字黒川、地御前村、井口村、平良村字下平良
	第二地帯	一、二〇〇	[illegible] 第一地域以外及び玖波町、津田町、木野村、宮内村、八幡村、原村、河内村、石内村
	第三地帯	一、三〇〇	栗谷村、浅原村、四和村、友和村、玖島村、吉和村、上水内村、砂谷村、水内村

三　山林、原野の部

広島県　　　　廿日市税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
佐伯郡		三、八〇〇	高田村、中村、鹿川町、三高村、沖村、深江村、大柿町、飛渡瀬村を除く全部

一　宅地の部

広島県　　　　呉税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
			本通（自三丁目至九丁目）中通（自三丁目至九丁目）三条通（自三丁目至五丁目）（但し、四丁目十三ノ二を除く全部） 亀山町元町、寺西町、城山町本通一、二丁目（自十丁目至十四丁目）
呉市	第一地帯	一、〇〇〇	中通一、二丁目、堺川通（自一丁目至八丁目）泉場町、曙町、京橋町（自一丁目至四丁目）蔵本通（自一丁目至三丁目）岩方通（自二丁目至三丁目）今西通（自二丁目至十一丁目）公園通（自一丁目至三丁目）東二河通（自一丁目至三丁目）三條通一、二丁目（自六丁目至八丁目）（但し本通十一丁目十八、ノ二十三、三ノ二十三、二 本通十四丁目九ノ一、九ノ四十五ノ一、三十四ノ三）
呉市	第二地帯	九五〇	本通十五丁目、成町、京町、伏原町、西原町、胡子町、 朝日町、栄町、松本町、明神町、荒神町、草里ノ、郷町 蔵本通（自四丁目至十四丁目）下中町、神田町（自六丁目至十四丁目）岩方通（自四丁目至十四丁目）浜田町（自六丁目至十二丁目）今西通（自十一丁目至十二丁目）公園通 四、五丁目、東二河通（自四丁目至六丁目）古川町、稲荷町、北迫町、 東片山町、西片山町、西二河通（自一丁目至八丁目）

			海岸通自一丁目至四丁目（但し本通十五丁目四十八ノ二、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、京町一ノ一伏原町一ノ一、一ノ二、二ノ一、郷町八十五ノ一、八十六ノ一、八十六ノ二、七十二ノ一、七十六ノ一、七十ノ一、七十二ノ一、七十五ノ一、七十七ノ一、古川町三十五、海岸通三丁目、三ノ二、五ノ三、十二ノ二を除く全部）
	第三地帯	一、一〇〇	宮原通自五丁目至十丁目 清水、八幡、和庄、登寺迫、古池、寺本、湊路、長迫（各町は清水通三丁目下堺依り本通十四丁目上堺に通ずる十五米道路下限り）柳町、東畑町、西畑町、吾妻町自一丁目至二丁目 中山手町、下山手町、東三津田町、両城町、海岸通自五丁目至八丁目 東愛宕町、西愛宕町、西三津田 吉浦本町自一丁目至三丁目 広町大新開、末広、阿賀町新開、東[illegible]

安芸郡	第四地帯	一、〇五〇	其の但全部 他
	第一地帯	一、二〇〇	音戸町大字音戸、渡子、江田島村大字小用、本浦
	第二地帯	一、〇〇〇	上蒲刈島村、下蒲刈島村、倉橋島村、向村、音戸町及江田島村の第一地帯を除く地区

二　借地権の部

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
呉市	第一地帯	四〇〇	宅地の地帯区分による
	第二地帯	二〇〇	

三、家屋の部

広島県

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
呉市	第一地帯	八四〇	中通八丁目、中通九丁目、本通三丁目、本通四丁目、本通六丁目、本通七丁目、本通八丁目、本通九丁目、本通十丁目、中通五丁目、中通六丁目、中通七丁目、[illegible]今西通一丁目、二丁目、三丁目[illegible] 宮原通一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、六丁目、五丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、十一丁目、十二丁目、十三丁目、[illegible]原町、[illegible]町、清水通、[illegible]通、和庄通、[illegible]町、古[illegible]
呉市	第二地帯	一、一〇〇	[illegible]
呉市	第三地帯	一、〇〇〇	其の他全部

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
安芸郡	第一地帯	一、一〇〇	音戸町大字音戸、大字波子、江田島村小用、本浦、倉橋島村本浦、室尾、
	第二地帯	一、四〇〇	下蒲刈島村、上蒲刈島村、向村、音戸町、江田島村、倉橋島村の中第一地帯を除く全部

四 山林、原野の部

呉税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
呉市 安芸郡		四二〇〇 三九〇〇	音戸町、上蒲刈島村、向村、下蒲刈島村、倉橋島村、江田島村、

一 宅地の部

広島県

海田市税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
安芸郡	第一地帯	一、〇三〇	府中町、船越町、海田市町、戸坂村、矢野町、中山村
	第二地帯	一、〇〇〇	奥海田村、坂町、大屋村、温品村、瀬野村、中野村
	第三地帯	九三〇	昭和村、熊野町、畑賀村

二 家屋の部

海田市税務署

広島県

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
安芸郡	第一地帯	一、一〇〇	府中町、船越町、海田市町、奥海田村 矢野町
	第二地帯	一、三〇〇	戸坂村、中山村、温品村、大屋村、坂町、熊野町、中野村、瀬野村、畑賀村、昭和村

三、山林、原野の部　海田市税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
安芸郡		三、九〇〇	音戸町、上蒲刈島村、向村、下蒲刈島村、倉橋島村、江田島村を除く全部

一　宅地の部　可部税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
安佐郡	第一地帯	一、〇〇〇	可部町、緑井村、八木村、深川村、口田村
	第二地帯	一、〇五〇	古市町、祇園町、川内村
	第三地帯	九五〇	其の他全部
	第一地帯	九五〇	任生町、加計町、八重町、大朝町、戸河内町
山県郡	第二地帯	九〇〇	其の他全部

二　家屋の部　可部税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
安佐郡	第一地帯	一、一〇〇	祇園町大字北下安、大字南下安大字長束、大字東原、大字西原、可部町大字可部、大字中島、大字中野、川内村、緑井村、八木村、安村、大字中条
	第二地帯	一、四〇〇	其の他全部
山県郡	第一地帯	一、三〇〇	加計町大字加計、八重町大字有田、大字後有田、大字古間、大字今田、壬生町大字壬生、大朝町大字大朝、戸河内町上本郷下本郷
	第二地帯	一、五〇〇	其の他全部

三、山林、原野の部

可部税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
安佐郡		三、九〇〇	
山県郡		三、六〇〇	

一、宅地の部

広島県　　　　　　　　　　吉田税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
高田郡	第一地帯	一、〇〇〇	吉田町　小田村　大字高田原下原上小原　甲立町大字上甲立　向原町大字坂
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

広島県　　　　　　　　　　吉田税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
高田郡	第一地帯	一、二〇〇	吉田町　甲立町大字上甲立　向原町大字坂　小田村大字高田原　下原　上小原
	第二地帯	一、二〇〇	其他全部

三、山林原野の部

広島県　　　　　　　　　　吉田税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
高田郡		三六〇〇	

一、宅地の部

広島県　　西条税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
賀茂郡	第一地帯	一、〇〇〇	西条町大字西条　土与丸　寺西村の内大字西条東
	第二地帯	九五〇	西条町寺西村の(一)以外の大字志和堀村　乃美尾村　川上村　西高屋村
	第三地帯	九〇〇	原村　吉川村　熊野跡村　郷田村　板城村　上黒瀬村　中黒瀬村　下黒瀬村　郷原村　賀永村　下三永村　東高屋町　造賀村　東志和村　西志和村
豊田郡	第一地帯	九五〇	河内町の内中河内　豊栄町の内可美清武 河内町豊栄町の(一)以外の大字田万里村
	第二地帯	九〇〇	豊田村　小谷村　入野村　戸野村　竹仁村　久芳村　椹梨村

二、家屋の部

広島県　　西条税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の區域名
賀茂郡	第一地帯	一、二〇〇	西条町大字西条　大字土与丸　大字西条東　寺西村　志和堀村　西志和村　東志和村　造賀村　川上村　東高屋村　西高屋村　賀永原村　下三永村　板城村　郷田村　吉川　熊野跡村　中黒瀬村　下黒瀬村　郷原村　乃美尾村　上黒瀬村
	第二地帯	一、三〇〇	~~東郷~~　東郷
豊田郡	第一地帯	一、二〇〇	河内町大字中河内　豊栄町大字乃美　大字清武
	第二地帯	一、三〇〇	久芳村　竹仁村　戸野村　豊田村　椹梨村　小谷村　田万里村 入野村　及び河内町　豊栄町の第一地帯を除く全部

三、山林原野の部

広島県

西条税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の區域名
賀茂郡		三八〇〇	川尻村　安登村　安浦町　安芸津町　竹原町 下野村　東野村　荘野村を除く全部
豊田郡		三八〇〇	造賀村　豊栄村　久芳村　竹仁村　戸野村　豊田村 河内村　入野村　小谷村　田万里村

一、宅地の部

広島県

忠海税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の區域名
賀茂郡	第一地帯	一〇三〇	~~幸崎町　忠海町　大乗村　吉名村　豊浜村　久友村~~ 川尻町　安登村　安浦町　安芸津町　竹原町 下野村　東野村　荘野村
豊田郡	第一地帯 第二地帯	一一五〇 一〇〇〇	~~大崎南村　西野村　中野村　東野村~~ 木之江町　大長村　御手洗町 ~~川尻町　安登村　安浦町　安芸津町　竹原町~~ ~~下野村　東野村　荘野村~~ 幸崎町　忠海町　大乗村　吉名村　豊浜村　久友村 大崎南村　西野村　中野村　東野村

二、家屋の部

広島県

忠海税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の區域名
賀茂郡	第一地帯	一二〇〇	川尻町　安浦町　安芸津町　竹原町　安登村 下野村　荘野村　東野村
豊田郡	第一地帯	一二〇〇	忠海町　大乗村　幸崎町　吉名村

豊田郡	第二地帯	1三00	東野村 中野村 大崎南村 西野村 木江町 豊浜村 久友村 大長村 御手洗町

三 山林原野の部

広島県

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
豊田郡		四000	忠海町 幸崎町 木江町 御手洗町 大長村 大乗村 吉名村 東野村 中野村 西野村 豊浜村 大崎南村 久友村
賀茂郡		四000	川尻町 安登村 安浦町 安芸津町 竹原町 下野村 東野村 荘野村

忠海税務署

四 塩田の部

広島県

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
賀茂郡		八五〇	竹原町
豊田郡		九五〇	中野村 西野村

忠海税務署

一、宅地の部

県

尾道税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
尾道市	第一地帯	九五〇	土堂町字西今塚　西漁師　辛口前　東今 西住吉　東土堂　渡場　西土堂　築出し　久保町字川端 西筒湯　宮崎　新開　東久保　南正覚中　久保築地　東來場、 本久保　長江　東御丹花　新地　尾崎町字尾崎東 東御新町　西御新町字本通　一、二、三、四丁目　祇園町 十四日町字良前　西十四日　十四日西米場　薬師堂 東住吉
	第二地帯	一、一〇〇	栗原町字三軒家　西御所町（第一地帯を除く）全部
	第三地帯	一、一〇〇	尾崎町（尾崎東を除く）全部 土堂町　久保町　十四日町の内一地帯を除く全部 吉和町の内新浜
	第四地帯	一、〇〇〇	其他全部

一、宅地の部

広島県

尾道税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
御調郡	第一地帯	一、一五〇	東向島村　向島町　三庄町　土生町　岩子島村 立花村　大浜村　田熊町　中庄村　重井村
	第二地帯	九五〇	其他全部
世羅郡	第一地帯	九五〇	甲山町　東大田村
	第二地帯	九〇〇	其他全部

広島県

二 借地権の部

尾道税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
尾道市	第一地帯 第二地帯	二五〇 二二〇	宅地の地帯区分による。

広島県

三 家屋の部

尾道税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
尾道市	第一地帯	九〇〇	尾崎町　久保町　十四日町　土堂町　東御所町　西御所町　栗原町　三軒家
〃	第二地帯	一二〇〇	其他全部
御調郡	第一地帯	一三〇〇	土生町　田熊町　重井村　三庄町　中庄村　向島東村　[illegible]
御調郡	第二地帯	一三〇〇	其他全部
世羅郡	第一地帯	一二〇〇	甲山町　東大田村
	第二地帯	一四〇〇	其他全部

県

四 山林原野の部

尾道税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
尾道市 御調郡 世羅郡		四二〇〇 三九〇〇 三八〇〇	

五、塩田の部

尾道税務署

広島県

市郡名	適用地帯	許価倍数	適用地帯の区域名
御調郡	第一地帯	九五〇	向島町　向島東村
	第二地帯	八〇〇	中庄村　重井村

一、宅地の部

福山税務署

広島県

市郡名	適用地帯	許価倍数	適用地帯の区域名
福山市	第一地帯	一二五〇	下魚屋町　船町　三之丸町の一部（線路より南）　大黒町　今町　笠岡町　鍛冶屋町、深津町　米屋町の一部（線路以南）　築切町　新馬場町　延広町　下市　上市　中市　胡町
	第二地帯	一三五〇	御船町　霞町　東霞町　中霞町　西霞町　宮町　奈良屋町　新町　三之丸町（第一地帯を除く） 東堀端町　本町　寺町　入船町　住吉町　南町　明治町　紅葉町　桜町通三丁目　大工町　医者町　福徳町　桶屋町　上魚屋町　府中町　天神町　東町　西町
	第三地帯	一二〇〇	古吉津町　吉津町　長者町　松山町　古野上町　古宮町　地吹町　光南町　野上町　沖野上町　御門町　松浜町　三吉町　桜馬場町　草戸町　北吉津町
	第四地帯	一〇〇〇	其他全部

一、宅地の部

福山税務署

県

市郡名	適用地帯	許価倍数	適用地帯の区域名
	~~第四地帯~~	~~一〇〇〇~~	~~其他全部~~

深安郡	第一地帯	[illegible]	神辺町　千田村大字横尾
	第二地帯	九五〇	其他全部
沼隈郡	第一地帯	一〇五〇	今津町　松永町　柳井津町　鞆町
	第二地帯	九五〇	其他全部

二、借地権の部

県

福山税務署

市郡名	適用地帯	許価倍数	適用地帯の区域名
福山市	第一地帯	三〇〇	宅地の地帯区分による。
	第二地帯	二七〇	

三、家屋の部

広島県

福山税務署

市郡名	適用地帯	許価倍数	適用地帯の区域名
福山市	第一地帯	一二〇〇	古吉津　吉津　道三　長者　南　天神　西松山 古野上　古宮　地吹　光南　野上　三吉　御門 住吉　松浜　入船　桜馬場　草戸　[illegible]西　神島 佐波　多治米　川口　新涯手城　東深津　北吉津 奈良津　木之庄　沖野上　各町　山手　郷分各町
	第二地帯	一〇〇〇	其他全部
沼隈郡	第一地帯	一一〇〇	鞆町（大字走島大字田尻を除く）
	第二地帯	一二〇〇	今津町　松永町
	第三地帯	一三〇〇	其他全部
深安郡	第一地帯	一二〇〇	神辺町
	第二地帯	一三〇〇	其他全部
	第三地帯	一四〇〇	山野村　広瀬村

四、山林原野の部

広島県　　福山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
福山市	全部	四、二〇〇	
沼隈郡	全部	三、九〇〇	
深安郡	全部	四、〇〇〇	

五、塩田の部

広島県　　福山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
沼隈郡	全部	八五〇	

一、宅地の部

県　　三原税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
三原市	第一地帯	1,100	本町港町（西港地域を除く）
	第二地帯	1,100	西町　城町　館町　東町　旭町　糸崎町　西宮町 港町（西港地域）宮沖町　円一町
	第三地帯	1000	其他全部

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
豊田郡	第一地帯	一、七五〇	瀬戸田町大字瀬戸田
	第二地帯	一、〇〇〇	本郷町　瀬戸田町（大字瀬戸田を除く）　東生口村　鷺浦村　南生口村
	第三地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

広島県

三原税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
三原市	第一地帯	一、二〇〇	城町　西町　本町　港町　糸崎町　宮浦町　館町　宮沖町　円一町　旭町　東町
〃	〃	一、三〇〇	其他全部
豊田郡	第一地帯	一、四〇〇	瀬戸田町大字瀬戸田　本郷町
〃	第二地帯	一、三〇〇	善入寺村　大草村　高坂村　長谷村　沼田西村　沼田東村　南生口村　東生口村　鷺浦村　船木村　下北方村　上北方村　南方村　小泉村

三、山林原野の部

広島県

三原税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
三原市		四二〇〇	
豊田郡		三九〇〇	大草村　船木村　高坂村　長谷村　本郷町　下北方村　上北方村　沼田西村　沼田東村　瀬戸田町　南生口村　東生口村　鷺浦村　善入寺村　小泉村　南方村

四　塩田の部

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
三原市	全部	九五〇	
豊田郡	第一地帯	九五〇	瀬戸田町
	第二地帯	一、〇〇〇	東野　東生口村・南生口村・鷺浦村

一、宅地の部

広島県

府中税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
芦品郡	第一地帯	一〇五〇	府中町　広谷村大字町　国府村　駅家町 新市町　岩谷村大字目崎
	第二地帯	九五〇	其他全部
神石郡		九〇〇	全部
甲奴郡		九〇〇	全部

二、家屋の部

広島県

府中税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
芦品郡	第一地帯	一、一〇〇	府中町　新市町　駅家町　広谷村大字町 岩谷村大字目崎　国府村
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部
甲奴郡	第一地帯	一、五〇〇	全　部
神石郡	第一地帯	一、五〇〇	全　部

三、山林原野の部

県

府中税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
芦品郡		四〇〇〇	
神石郡		三六〇〇	

甲奴郡		三八〇〇	

一、宅地の部

広島県　　　　三次税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の區域名
双三郡	第一地帯	一〇〇〇	三次町　十日市町
	第二地帯	九五〇	吉舎町大字吉舎　三良坂町大字三良坂
	第三地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

広島県　　　　三次税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の區域名
双三郡	第一地帯	一二〇〇	三次町　十日市町
	第二地帯	一三〇〇	吉舎町　三良坂町
	第三地帯	一四〇〇	其他全部

三、山林原野の部

県　　　　三次税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の區域名
双三郡		三七〇〇	

一、宅地の部

広島県　庄原税務署

市郡名	適要地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
比婆郡	第一地帯	一、〇〇〇	庄原町大字庄原 東城町大字東城
	第二地帯	九五〇	西城町大字西城 比和町大字比和
	第三地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

広島県　庄原税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
比婆郡	第一地帯	一、二〇〇	庄原町　東城町
〃	第二地帯	一、五〇〇	上高野山村　下高野山村　入鉾村
〃	第三地帯	一、四〇〇	其他全部

三、山林・原野の部

広島県　　庄原税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
比婆郡		三、六〇〇	

一、宅地の部

山口県　　山口税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
山口市	第一地帯	九五〇	大字米尾屋町 大字中市
	第二地帯	一、一〇〇	大字下宇野令
	第三地帯	一、〇〇〇	其他全部
吉敷郡	第一地帯	一、〇五〇	小郡町
	第二地帯	九五〇	其他全部

二倍地帯の部

山口県　　　　　　山口税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
山口市	第一地帯	二〇〇	宅地の地帯区分による
	第二地帯	一六〇	

[illegible]の部

山口県　　　　　　山口税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
山口市	第一地帯	一、一〇〇	大字大市　大字中市　大字米屋町　大字早間田　大字新町　銭湯小路　久保小路　諸願小路　西門前　田町　道場門前、今市　米殿小路　馬場殿小路　下竪小路　湯田前町下区　湯田横町　湯田湯廓町　湯田角区　湯田下市区　大字下金古曽　大字八幡馬場　大字野田　大字上竪小路　大字西観音　大字道祖町　大字円政寺　大字堂前　大字後河原　大字中河原　大字御局小路　大字今小路　大字新馬場　大字太刀売　大字松ノ木　大字相物小路　大字北小路　大字鍔石　大字大附　大字新橋　大字中讃井　大字道場門前　大字今道　大字上宇野令の内惣太夫区　東白石区　西白石区　新道区

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
山口市	第二地帯	一、三〇〇	其他全部
吉敷郡	第一地帯	一、二〇〇	小郡町
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

四、山林、原野の部

山口県

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
山口市		四二〇〇	
吉敷郡		三、八〇〇	

山口税務署

五、塩田の部

山口県

山口税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
山口市	全部	1.000	
吉敷郡	全部	九五〇	

一、宅地の部

山口県

岩国税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
岩国市	第一地帯	1.100	大字岩国　大字錦見　大字向今津の内　赤廓 向今津　中野地　山根鉄　古新開大川平　通帆　孫右衛 野地　麻里布開　大字今津 大字車の内　車　多厘の下　下車東方　坡々廓　上河廓

一、宅地の部

山口県

岩国税務署

玖珂郡	第二地帯	1.000	其他全部
	第一地帯	1.000	由宇町　高森町　玖珂町　通津町 村
	第三地帯	900	高根村　深須村　河山村　本郷村　南 秋中村　賀見畑村 広瀬町　坂上村　桑根村　北河内村　東河内村　川越村 米川村　師木野村　藤河村　庄 御荘村　小 御瀬村　和木 樂村 祖生村

二、家屋の部

山口県

岩国税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
岩国市	第一地帯	一、一〇〇	旧岩国の中 本町二丁目 本町三丁目 新町 登富町 岩国駅前字三側 大明小路 魚町 土手町 橋本町 長久寺小路 曲尺町 塩屋町 養翰寺小路 新小路 八千坪 小原田 和田 大字室ノ木新港 大字今津
	第二地帯	一、二〇〇	其他全部
玖珂郡	第一地帯	一、二〇〇	玖珂町 高森町 由宇町 通津町 村
	第二地帯	一、五〇〇	高根村 深須村 河山村 本郷村 秋中村 賀見畑村 広瀬町 坂上村・桑根村 北河内村 南河内村 川越村 米川村 師木野村 藤河村 御桂村 庄 小 御瀬村 和木 鶏村 祖生村

三、山林、原野の部

山口県

岩国税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
岩国市		四二〇〇	
玖珂郡		三八〇〇	柳井町 日積村 神代村 鳴門村 新庄村 余田村 伊陸村を除く全部

一、宅地の部

山口県

柳井税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
玖珂郡	第一地帯	1、100	柳井町 鳴門淋村大字大畠神代村（石神駅通り）
	第二地帯	九五0	鳴門村 神代村の内第一地帯以外の地区 新庄村 余田村 伊陸村 日積村
大島郡	第一地帯	1、0五0	久賀町 安下庄町 小松町
	第二地帯	1、000	其他全部

二、家屋の部

山口県

柳井税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
玖珂郡	第一地帯	1、100	柳井町 鳴門村大字大畠、神代村の内石神 駅通り
	第二地帯	1、四00	鳴門村神代村の内第一地帯を除く全部 新庄村 余田村 伊陸村 日積村
大島郡	第一地帯	1、二00	久賀町安下庄町 小松町
	第二地帯	1、三00	其他全部

三、山林・原野の部

山口県

柳井税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
玖珂郡		三、八〇〇	柳井町　日積村　神代村　鳴門村　新庄村　余田村 伊陸村
大島郡		三、九〇〇	

四、塩田の部

山口県

柳井税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
玖珂郡	全部	一、一〇〇	柳井町
大島郡	全部	八〇〇	小松町

一、宅地の部

山口県

徳山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
徳山市	第一地帯	一、一〇〇	大字徳山の内橋本町　下境　細工町　田町　下御丁町 小沢町　寺町　南浦寺町　糀町　幸町　新町　間ノ丁 吉ヶ町　土井　佐渡町　夕顔町　順庵町　油屋町　野上 町　西浜崎町　西船町　築港　油屋町　南浦　東船町

	第二地帯	一、〇〇〇	大字徳山の内第一第二地帯を除く地区 大字櫛ヶ浜　大字久米院内
	第三地帯	九五〇	其他全部
下松市	第一地帯	一、一〇〇	大字東豊井　西豊井　末武下の内西市
	第二地帯	一、〇〇〇	大字末武上　末武中　末武下（西市を除く） 平田　笠戸島の内　江浦　深浦
	第三地帯	九五〇	其他全部
都濃郡	第一地帯	一、〇〇〇	富田町　福川町
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

山口県

徳山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
徳山市	第一地帯	九五〇	佐渡町　幸町　油屋町　新町　糀町
	第二地帯	一、一〇〇	橋本町　西浜崎町　野上町　順庵町　吉屋町　東浜崎　久頭町　寺町　旭町　小沢町　間ノ丁　浦石町　一二三番丁　中ノ丁　新丁　西丁　本丁　代々小路　田町　細丁町　土井　大満　小満　浜崎　西開作　上下御了町　田町　下境　合田町　西沖原　戒町　西松原　野上町　南浦　西船町　油屋町南浦　東船町　神代　那智　築港

	第三地帯	一、三〇〇	其他全部
下松市	第一地帯	一、一〇〇	東町　元町　中島町　西市　松ヶ崎　大小路　楳町
	第二地帯	一、三〇〇	其他全部
都濃郡	第一地帯	一、二〇〇	富田町、福川町
	第二地帯	一、五〇〇	其他全部

三、山林、原野の部

山口県　　　　徳山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯区域名
徳山市		四二〇〇	
下松市		四二〇〇	
都濃郡		三、八〇〇	

四、塩田の部

山口県　　徳山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
都濃郡	全部	九五。	

六、宅地の部

山口県　　光税務署

市郡名	適要地帯	評価倍数	適要地帯の区域名
光市	第一地帯	一、一〇〇	室積　光井　浅江　島田
	第二地帯	一、〇〇〇	其他全部

六、家屋の部

山口県　　光税務署

市郡名	適要地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
光市	第一地帯	一、一〇〇	室積　光井　浅江
熊毛郡	第一地帯	一、〇〇〇	田布施町　大字波郷野　下田布施　平生町　大字宇佐木 賀浜～平生村　上関村　室津村　曾根村
	第二地帯	九五〇	其他全部

	第二地帯	1、二〇〇	其他全部
熊毛郡	第一地帯	1、二〇〇	平生町 大字宇佐木〜曽浜〜大字平生村 田布施町 大字波野 大字下田布施町 室津村 上関村 曾根村
	第二地帯	1、四〇〇	其他全部

三、山林、原野の部

山口県　　　　　　　　光税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	主要地帯の区域別
光市		四二〇〇	
熊毛郡		三、九〇〇	

四、塩田の部

熊毛郡全部　八五〇

一、宅地の部

山口県　　　　　　　　防府税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
防府市	第一地帯	1、1〇〇	栄町 駅通り 天神町 立市 堀口通り 車塚 西佐波 自力 大林寺

	第二地帯	一、〇〇〇	其他全部
佐波郡	第一地帯	一、〇〇〇	富海町　石田村　小野村　出雲村
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二　家屋の部

山口県　　防府税務署

防府市	第一地帯	一、一〇〇	立市表通　上天神町表通　下天神表通　堀口表通商店街 老松町表商店街　三田尻本町表商店街　車塚　前小路表通 駅通表　栄町商店街
	第二地帯	一、二〇〇	其他全部
佐波郡	第一地帯	一、三〇〇	富海町　出雲村　島地村　右田村
	第二地帯	一、五〇〇	其他全部

三、山林、原野の部

山口県

防府税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
防府市		四、二〇〇	
佐波郡		三、八〇〇	

四、塩田の部

山口県

防府税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
防府市全部		八五〇	

一、宅地の部

山口県

厚狭税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
厚狭郡	第一地帯	一、〇〇〇	厚狭町（千町、寝太郎、本町、殿町、新町）船木町（上田町、下田町、綿屋町中市、上鈍々、鈍々町、沖裏町、茶屋）福生町（上市、中市、下市）
	第二地帯	九五〇	其他全部
美禰郡	第一地帯	九五〇	大嶺町（麦川、吉則、重安）大田町、伊佐町
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

山口県

厚狭税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
厚狭郡	第一地帯	一、二〇〇	厚狭町大字厚狭、郡鴨庄
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部
美禰郡	第一地帯	一、三〇〇	大嶺町、伊佐町、大田町
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

三、山林原野の部

山口県

厚狭税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
厚狭郡		三、九〇〇	
美禰郡		三、八〇〇	

一、宅地の部

山口県　　下関税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
下関市	第一地帯	九〇〇	壇の浦町、壽町、奥小路町、田中町、豊前田町、竹崎町、長門町、今浦町、新地町、伊崎町、大和町阿彌陀寺町、外浜町、中之町、赤間町、西之端町、

一、宅地の部

山口県　　下関税務署

			港町、唐戸町、東南部町、西南部町、観音崎町、岬之町、入江町、西細江町
	第二地帯	一、一〇〇	大字関後地村全部（園田、宮田、貴船、上田中、丸山上新地、長崎の各町）、大字後田、大字幡生、大字武久大字大坪、旧彦島町、旧長府町、旧小月町
	第三地帯	九五〇	其他全部

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
豊浦郡	第一地帯	九五〇	西市町、小串町、川棚村
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、借地権の部

山口県　　　　下関税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
下関市	第一地帯	二七〇	宅地の地帯区分による
	第二地帯	二七〇	

三、家屋の部

山口県　　　　下関税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
下関市	第一地帯	八五〇	阿弥陀寺町、外浜町、中之町、赤間町、西之端町、細江町、唐戸町、東南部町、西南部町、観音崎町、岬之町、入江町、西細江町、豊前田町、竹崎町、長門町、今浦町、新地町、伊崎町、大和町
〃	第二地帯	一、〇〇〇	大字武久、旧彦島町、旧長府町、旧小月町、旧吉見村、旧安岡町 第一地帯に以外の旧市内
〃	第三地帯	一、二〇〇	其他全部

豊浦郡	第一地帯	一、三〇〇	川棚村、西市町、小串町
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

四 山林原野の部

山口県　　下関税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
下関市		四、二〇〇	
豊浦郡		三、八〇〇	宇賀村、神玉村、角島村、神田村、粟野村、滝部村、田耕村、殿居村、阿川村を除く全部

五 塩田の部

山口県　　下関税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
下関市	全部	一、〇五〇	

一、宅地の部

山口県

宇部税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
宇部市	第一地帯	一、一〇〇	常盤通一丁目乃至四丁目、東本町二丁目、三炭町一丁目、二丁目、錦橋通一丁目乃至五丁目、岬通一丁目乃至五丁目、明治町一丁目乃至三丁目、昭和町一丁目、中通一丁目、二丁目、三丁目、岬東通、緑橋通一丁目二丁目、三丁目、西本町四丁目、新町一丁目、二丁目北町一丁目、二丁目、三丁目、相生町一丁目、二丁目港町大字 際波の内寄船通、朝日町一丁目、二丁目、上町一丁目乃至六丁目、桜町一丁目、二丁目
	第二地帯	一、二〇〇	山門、鵜、西岐波の内清川、中倉、寿、開作、際波の内、追条、沖之旦の内浜、中山
	第三地帯	一、〇〇〇	其他全部

一、宅地の部

山口県

宇部税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
小野田	第一地帯	一、二〇〇	セメント町、栄町、南中川町、北中川町、稲荷町東高泊の内旭町
	第二地帯	一、〇〇〇	大字東高泊、千崎、高畑、西高泊、後潟、有帆
	第三地帯	一、一〇〇	其他全部

二、家屋の部

山口県

宇部税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
宇部市	第一地帯	一、〇〇〇	旧宇部地区
〃	第二地帯	一、二〇〇	其他全部
小野田市	第一地帯	一、一〇〇	旧小野田町区
〃	第二地帯	一、二〇〇	其他全部

三、山林原野の部

山口県

宇部税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
宇部市		四、二〇〇	
小野田市		四、二〇〇	

一、宅地の部

山口県　萩税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
萩市	第一地帯	一、一〇〇	東田町、西田町、御許町、唐樋町、吉田町、熊谷町
	第二地帯	一、〇〇〇	東浜崎町、江向、香川津鶴江、浜崎新町、北古萩平安古、川島、南古萩、南片河町、今古萩、土原椿東雑式町、河添、油屋町、古魚店、呉服町、堀内、椿東の内新川区
	第三地帯	九〇〇	其他全部
阿武郡	第一地帯	九五〇	須佐町大字水海、山根、裏、中本町、中津町上町中町下、奈古町大字奈古、木与駅前通り、江崎町大字江碕、下田方
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

山口県　萩税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
萩市	第一地帯	一、一〇〇	東田町、西田町、熊谷町、上五間町、吉田町、米屋町、唐樋町、椿東、崎浜町、東崎島、下五間町、川島、平安古、土原、御許町、瓦町
	第二地帯	一、三〇〇	其他全部
阿武郡	第一地帯	一、三〇〇	須佐町、江崎町、奈古町、三見村大字石丸、駅通り浦市、大井村馬場、宇田郷村元浦、郷、今浦、徳佐村字中

第二地帯	一、四〇〇	其他全部

三、山林原野の部

山口県

萩税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
萩市		三、九〇〇	
阿武郡		三、六〇〇	

一、宅地の部

山口県

長門深川税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
大津郡	第一地帯	一、〇〇〇	仙崎町、深川町、大字東深川、[illegible]、深川湯本
	第二地帯	九〇〇	其他全部
豊浦郡		九〇〇	滝部村、阿川村、神田村、宇賀村、殿居村、田耕村、角島村、粟野村、神玉村

二、家屋の部

山口県　　長門深川税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
大津郡	第一地帯	一、二〇〇	仙崎町、深川町の内東深川、俵山湯本
〃	第二地帯	一、四〇〇	其他全部
豊浦郡	第一地帯	一、四〇〇	滝部村、阿川村、神田村、宇賀村、殿居村、田耕村、角島村、粟野村、神玉村

三、山林原野の部

山口県　　長門深川税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
大津郡		三、八〇〇	宇賀村、神玉村、角島村、神田村、粟野村、滝部村、田耕村、殿居村、阿川村
豊浦郡		三、八〇〇	

一、宅地の部

岡山県　　岡山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
岡山市	第一地帯	九〇〇	上之町、中之町、下之町、栄町、紙屋町、西大寺町、東中山下、西中山下、川崎町、内山下、橋本町、天瀬、細堀町、新西大寺町、山崎町、柿屋町、野田屋町、栖 [illegible]屋町、上西川町、磨屋町、上石井（鉄道以南）

第二地帯

一、〇〇〇

弓之町、石関町、下出石町、中出石町、船着町、雄波町、滝本町、下市町、富田町、岩田町、万町、丸亀町、東田町、下西川、西田町、野殿町、下田町仁王町、常盤町、尾上町、高砂町、浜田町、大雲寺町、瓦町、西中島、東中島、小橋町、下石井、桑田町一丁目、桑田町二丁目、桑田町三丁目、桑田町四丁目、大供、上出石町、広瀬町、小畑町、鉄田、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、大供町、桜町、七軒町、平野町、小原町、蕃野町、高橋町、山科町、船頭町、二日市町、下内田町、新漬、花畑、片瀬町、紺屋町、久山町、上内田町、児島町、瀬尾町、油町、小野田町、門田屋敷、大黒町、下片上町、上片上町、古京町、森下町、国富、住吉町一丁目、住吉町二丁目、門田

網浜、南方、上伊福、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目厚生町一丁目、厚生町二丁目、厚生町三丁目、内田附町、旭町、東古松、西古松、二日市、島田、西島田、東島田一丁目、東島田二丁目、岩井、津島、北方　中島田一丁目、中島田二丁目

一、宅地の部

岡山県　　岡山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
	第三地帯	一、〇五〇	其他全部
御津郡	第一地帯	一、〇〇〇	芳田村、今村、大野村、平津村、一宮村、横井村、牧石村、金川町、白石村
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、借地権の部

岡山県　　岡山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
岡山市	第一地帯 第二地帯	二七〇 二五〇	宅地の地帯区分による

三、家屋の部

岡山県　　岡山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
岡山市	第一地帯	八五〇	上之町、中之町、下之町、栄町、紙屋町、西大寺町、東中山下、西中山下、川崎町、天瀬、細堀、橋本町、新西大寺町、山崎町、柿屋町、野田屋町、桶屋町

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
岡山市	第二地帯	一、六〇〇	上西川町、上石井（鉄道以南）磨屋町中島、祇[illegible]、八幡、湊、七日市、奥田、万成三野原尾島、浜、竹田、東川原、西川原、平井、十日市青江、豊成、福田、福富、浦安本町、浦安東町、浦安西町、浦安南町、福成、福島、海岸通り一丁目、岡二丁目、州崎、浜野
〃	第三地帯	一、〇〇〇	其他全部
御津郡	第一地帯	一、二〇〇	芳田村、今村、大野村、一宮村、平津村、横井村、牧石村、金川町、白石村
〃	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

四　山林原野の部

岡山県　　　　岡山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
岡山市		四、四〇〇	
御津郡		三、八〇〇	

一、宅地の部

岡山県

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
和気郡	第一地帯	一、〇〇〇	伊部町、片上町、香登町、日生町、和気町、本荘町、三石町、吉永町
	第二地帯	九〇〇	其他全部
赤磐郡	第一地帯	一、〇〇〇	瀬戸町
	第二地帯	九五〇	其他全部

瀬戸税務署

二、家屋の部

岡山県

荘

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
和気郡	第一地帯	一、一五〇	片上町、伊部町、和気町、三石町、香登町、吉永町 本荘町、日生町
〃	第二地帯	一、三〇〇	其他全部
赤磐郡	第一地帯	一、二〇〇	瀬戸町
〃	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

瀬戸税務署

三、山林原野の部

岡山県

市郡名	適用地帯	評価倍数	
赤磐郡		三、八〇〇	
和気郡		三、八〇〇	

瀬戸税務署

一、宅地の部

岡山縣　　　　西大寺税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
上道郡	第一地帯	一、〇〇〇	西大寺町
	第二地帯	九五〇	其他全部
邑久郡	第一地帯	一、〇〇〇	牛窓町　鹿忍町
	第二地帯	九五〇	其他全部

二、家屋の部

岡山縣　　　　西大寺税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
邑久郡	第一地帯	一、二〇〇	牛窓町　鹿忍町
〃	第二地帯	一、三〇〇	其他全部
上道郡	第一地帯	一、一〇〇	西大寺
〃	第二地帯	一、二〇〇	其他全部

三、山林原野の部

岡山縣　　　　西大寺税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
邑久郡		四、〇〇〇	
上道郡		四、一〇〇	

四、塩田の部

岡山縣　　　　西大寺税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
邑久郡	全部	一、一〇〇	

一、宅地の部

岡山縣　　　　児島税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
児島市	第一地帯	一、〇五〇	味野町　下小川町
	第二地帯	一、〇〇〇	其他全部
児島郡	第一地帯	一、〇五〇	琴浦町大字下村　田ノ口　引網
	第二地帯	九五〇	琴浦町第一地帯を除く地帯　藤田村 興除村、灘崎村、藤戸町、福田町

二、家屋の部

岡山縣

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
兒島市	第一地帯	一、一〇〇	味野町　下小川町
〃	第二地帯	一、三〇〇	其他全部
兒島郡	第一地帯	一、三〇〇	琴浦町大字下村　田ノ口　引網
	第二地帯	一、三〇〇	藤田村、興除村、藤崎村、藤戸町 福田町 琴浦町第一地帯を除く地区

兒島税務署

三、山林原野の部

岡山縣

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
兒島市		四、〇〇〇	
兒島郡		三、八〇〇	山田村　胸上村　鉾立村　小串村　甲浦村　八~~幡~~浜村 荘内村を除く全部

四、塩田の部

岡山縣

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
兒島市	全部	八五〇	
兒島郡		七五〇	琴浦町

兒島税務署

一、宅地の部

岡山縣　　　　　　　　　　　　玉野税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
玉野市	第一地帯	一、一〇〇	田井、宇野　玉
	第二地帯	一、〇〇〇	其他全部
児島郡		九五〇	荘内村　八浜町　小串町村　鉾立村　甲浦町　胸上村　山田村

二、家屋の部

岡山縣　　　　　　　　　　　　玉野税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
玉野市	第一地帯	九五〇	宇野　田井　玉　和田　日比
	第二地帯	一、一〇〇	其他全部
児島郡	第一地帯	一、三〇〇	荘内村　八浜町
	第二地帯	一、四〇〇	小串村　鉾立村　甲浦村　胸上村　山田村

三、山林原野の部

岡山縣　　　　玉野税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
玉野市		四〇〇〇	
児島郡		三、八〇〇	山田村、胸上村　鉾立村　小串村　甲浦村　八浜町 荘内村

四、塩田の部

岡山縣　　　　玉野税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
玉野市	全部	八五〇	
児島郡		九〇〇	山田村 胸上村

一、宅地の部

岡山縣　　　　倉敷税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
倉敷市	第一地帯	一、一〇〇	寿町　日ノ出町　旭町　栄町　浜田町　元町 戒町　本町　東町　昭和町　川西町　平和町 阿知町　新川町　前神町　船倉町　向市場　宮坂町
	第二地帯	一、〇〇〇	其他全部（旧粒江村を含む）
都窪郡	第一地帯	一、〇五〇	妹尾町　茶屋町　早島町　吉備町
	第二地帯	九五〇	其他全部

一、宅地の部

岡山縣　　　　倉敷税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
吉備郡	第一地帯	一、〇五〇	総社町
	第二地帯	九五〇	箭田村　眞金町　高松町　足守町 生石村　服部村　川辺村
	第三地帯	九〇〇	其他全部

二、借地権の部

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
倉敷市	第一地帯	二〇〇	宅地の地帯区分による

三、家屋の部

岡山縣　　　　倉敷税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
倉敷市	第一地帯	九五〇	浜田町　平和町　栄町　戎町　阿知町　寿町　川本町 西町　旭町　東町　宮坂町　向市場　住吉町　元町 南町　稲荷町　浜町　日之出町　北浜町　船倉町 前神町　昭和町　美和町　新川町
	第二地帯	一、一〇〇	其他全部（旧粒江村を含む）

都窪郡	第一地帯	一、一〇〇	吉備町　早島町　妹尾町　茶屋町
〃	第二地帯	一、二〇〇	其他全部
吉備郡	第一地帯	一、三〇〇	足守町　真金町　高松町　総社町
〃	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

四、山林原野の部

倉敷税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
倉敷市		四、二〇〇	
都窪郡		四、〇〇〇	

吉備郡		三、九〇〇	

一、宅地の部

岡山縣　玉島税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
浅口郡	第一地帯	一、〇五〇	連島町（北面土浦及宮ノ浦を除く） 玉島町大字玉島　阿賀崎
	第二地帯	九五〇	大島村　黒崎村　富田村
	第三地帯	一、〇〇〇	其他全部

七 家屋の部

岡山縣

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
浅口郡	第一地帯	一、一〇〇	玉島町 連島町 寄島町 六条院町 金光町 鴨方町 長尾町 船穂町 西阿知町
〃	第二地帯	一、二〇〇	其他全部

玉島税務署

八 山林原野の部

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
浅口郡		四、一〇〇	

玉島税務署

四 塩田の部

岡山縣

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
浅口郡	全部	一、一〇〇	

玉島税務署

一、宅地の部

岡山縣　　笠岡税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
小田郡	第一地帯	一、一〇〇	笠岡町大字笠岡　神島外村大字外浦
	第二地帯	一、〇〇〇	金浦町大字西浜　吉浜　笠岡町大字富岡　矢掛町大字矢掛
	第三地帯	九五〇	其他全部
後月郡	第一地帯	一、〇〇〇	井原町、西江原町、高屋町大字高屋
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

岡山縣　　笠岡税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
小田郡	第一地帯	一、一〇〇	笠岡町
	第二地帯	一、三〇〇	矢掛町　金浦町
	第三地帯	一、四〇〇	其他全部
後月郡	第一地帯	一、三〇〇	井原町　西江原町　高屋町
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

三、山林原野の部

笠岡税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
小田郡		三、九〇〇	
後月郡		三、九〇〇	

一、宅地の部

岡山縣　高梁税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
上房郡	第一地帯	一、〇〇〇	高梁町
	第二地帯	九〇〇	其他全部
川上郡	第一地帯	九五〇	成羽町　手荘町　吹屋町
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

岡山縣　高梁税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
上房郡	第一地帯	一、二〇〇	高梁町（字小高下、奥万田、和田、大久保、山上、王坂楢井、上谷、下谷、鳳田北南浜、殿、河内谷、広瀬を除く）皆部町
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

川上郡	第一地帯	一、三〇〇	成羽町　手荘町　吹屋町
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

弐、山林原野の部

高梁税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
上房郡		弐、八〇〇	
川上郡		三、八〇〇	

一、宅地の部

岡山縣　新見税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
阿哲郡	第一地帯	一、〇〇〇	新見町　上市町駅前地区
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

岡山縣　新見税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
阿哲郡	第一地帯	一、二〇〇	新見町　上市町駅前地区
	第二地帯	一、五〇〇	其他全部

弐、山林原野の部

新見税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
阿哲郡		弐、八〇〇	

岡山県　　久世税務署

一、宅地の部

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
真庭郡	第一地帯	九五〇	久世町　勝山町　落合町
	第二地帯	九〇〇	其他全部

岡山県　　久世税務署

二、家屋の部

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
真庭郡	第一地帯	一、二〇〇	勝山町　久世町　落合町
	第二地帯	一、五〇〇	其他全部

岡山県　　久世税務署

弐、山林原野の部

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
真庭郡		弐、六〇〇	

一、宅地の部

岡山県

津山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
津山市	第一地帯	一、〇〇〇	二丁目、三丁目、坪井町、元魚町、堺町、京町二階町、大谷（一八〇番ー一八四の九）横山（二の三ー一六の六）
	第二地帯	九五〇	安岡町、田町、城代町、椿高下、北町、山下、下紺屋町、細工町、茅町、新茅町、西寺町、鉄砲町西今町、宮脇町、上紺屋町、鍛冶町、美濃町、福渡町、南新座、桶屋町、新職人町、戸川町、新魚町、吹屋町、船頭町、河原町、小性町、伏見町、材木町、橋本町、林田町、勝間田町、中野町、西新町、東新町、上之町、二宮、小田中院庄川崎
	第三地帯	九〇〇	其他全部
苫田郡	第一地帯	九五〇	高野村、大字本郷加茂町大字小中原桑原
	第二地帯	九〇〇	其他全部
久米郡	第一地帯	九五〇	加美町大字原田弓削町　大字下弓削、 福渡町　大字福渡
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

岡山県

津山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
津山市	第一地帯	一、二〇〇	西苫田・旧福岡、東苫田、佐良町
〃	第二地帯	一、〇〇〇	其の他全部
苫田郡	第一地帯	一、二〇〇	加茂町、大字小中原、大字桑原、芳野村、高野村　大字本郷
〃	第二地帯	一、五〇〇	上斎原村、阿波村、羽出村、奥津村、上加茂村
〃	第三地帯	一、四〇〇	其の他全部
久米郡	第一地帯	一、三〇〇	福渡町・大字福渡、加美町　大字原田弓削町大字下弓削
〃	第二地帯	一、五〇〇	其の他全部

三、山林原野の部

岡山県

津山税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
津山市		四、〇〇〇	
苫田郡		三、七〇〇	
久米郡		三、八〇〇	

一、宅地の部

岡山県

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
英田郡	第一地帯	九三〇	林野町江見町大字川崎 大字川北（一番地―八八番地）
	第二地帯	九〇〇	其の他全部
勝田郡	第一地帯	九五〇	勝間田町湯郷町大字湯郷
	第二地帯	九〇〇	其の他全部

林野税務署

二、農地の部

岡山県

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の地域名
英田郡	第一地帯	一、一五〇	林野町
〃	第二地帯	一、五〇〇	東粟倉村、西粟倉村
〃	第三地帯	一、三五〇	其他全部
勝田郡	第一地帯	一、二〇〇	勝間田町
〃	第二地帯	一、五〇〇	梶並村、豊並村
〃	第三地帯	一、四〇〇	其他全部

林野税務署

三、山林原野の部

岡山県

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の地域名
勝田郡		三、八〇〇	
英田郡		三、八〇〇	

林野税務署

一、宅地の部

鳥取県

鳥取税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
鳥取市	第一地帯	一、〇〇〇	大工町頭、元大工町、上魚町、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、豆腐町、鍛冶町、若櫻町、本町一丁目、本町二丁目本町三丁目、本町四丁目、桶屋町、職人町、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、新町、元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目川端四丁目、薮片原町、川外大工町、東品治町、瓦町今町一丁目、今町二丁目、梶川町、南本寺町、吉方村東町、西町、湯所町、丸山町、栗谷町、江崎町、馬場町、上町、中町、御芳町、大榎町、庖丁人町、掛出町、寺町、鹿野町、下魚町、下横町、下台町、玄好町、材木町、三軒屋、茶町、魚町尻、四丁目尻、北本寺町、元鋳物師町、新鋳物師町、丹後片原町、[illegible]師町、川下町、新品治町、吉方町、立川一丁目、立川二丁目、立川三丁目、立川四丁目、立川五丁目、行徳町、西品治町、田島町
	第二地帯	九五〇	其他全部
岩美郡	第一地帯	九五〇	浦富町、面影村、米里村、津ノ井村
	第二地帯	九〇〇	其他全部
気高郡	第一地帯	九五〇	青谷町、鹿野町、美穂村、正条村、宝木村、大正村、湖山村、松保村 浜村町
	第二地帯	九〇〇	其他全部
八頭郡	第一地帯	九五〇	賀茂村、智頭町大字智頭、若桜町大字若桜、河原町大字河原、用瀬町大字用瀬
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、借地権の部

鳥取県　　　　　　鳥取税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
鳥取市	第一地帯	二〇〇	宅地の地帯区分による

三、家屋の部

鳥取県　　　　　　鳥取税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
鳥取市	第一地帯	九五〇	旧市内
〃	第二地帯	一、一〇〇	新市内
八頭郡	第一地帯	一、二〇〇	智頭町大字知頭、若桜町大字若桜、用瀬町、大字用瀬河原町大字河原
八頭郡	第二地帯	一、五〇〇	山郷村、池田村、佐治村
〃	第三地帯	一、四〇〇	其他全部
岩美郡	第一地帯	一、二〇〇	蒲生村、大岩村、網代村、田後村以上全部、浦富町、大字浦富、岩井町大字岩井、米里村、大字東大路、中大路、古郷家の久米、倉田村大字蔵田、国安、宇倍野村大字宮ノ下奥谷町尾庁、中郷、安田、玉鉾、麻生谷、津ノ井村大字桂木船木、海蔵寺、本庄村、大字本庄、新井、
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

三、家屋の部

鳥取県　　　　鳥取税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
気高郡	第一地帯	一、二〇〇	浜村町正条村大字勝見浜村、青谷町 大字青谷、鹿野町大字鹿野、湖山村、千代水村、大正村、美穂村、以上全部吉岡村大字吉岡、大郷村大字松原、金沢、大和村大字高子田、長谷、倭文、松保村大字高住、桂見、布勢、足山、岩吉、里仁、宝木村大字宝木、正条村大字八幡
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

四、山林原野の部

鳥取県　　　　鳥取税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
鳥取市		四、〇〇〇	
岩美郡		三、六〇〇	
八頭郡		三、八〇〇	
気高郡		三、六〇〇	

一、宅地の部

鳥取県　　　　倉吉税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
東伯郡	第一地帯	一、〇〇〇	倉吉町、上井町
	第二地帯	九五〇	由良町、浦安町、八橋町、赤崎町、松崎村、三朝村大字山田、三朝
	第三地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

鳥取県　　倉吉税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
東伯郡	第一地帯	一、一〇〇	倉吉町
〃	第二地帯	一、二〇〇	上井町、由良町、浦安町、八橋町、赤碕町、三朝村大字三朝、山田
〃	第三地帯	一、五〇〇	小鹿村、旭村、竹田村、山守村、古布庄村
〃	第四地帯	一、四〇〇	其他全部

三、山林原野の部

鳥取県　　倉吉税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
東伯郡		三、六〇〇	

一、宅地の部

鳥取県　　米子税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
米子市	第一地帯	一、〇〇〇	明治町、茶町、日野町、道笑町一丁目、同二丁目、万能町、錦町一丁目、法勝寺町、紺屋町、四日市町、東倉吉町、西倉吉町、尾高町、岩倉町
	第二地帯	九五〇	祇園町二丁目、陰田町、大谷町、目久美町、昭和町、東山町、勝田町、長砂町、観音寺中島、上福原、東福原、西福原、米原、西三柳、河崎、安倍、上後藤、旗ヶ崎
	第三地帯	一、一〇〇	其他全部
西伯郡	第一地帯	一、〇〇〇	境町
	第二地帯	九五〇	外江町、淀江町大字淀江・御来屋町

一、宅地の部

鳥取県

米子税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
〃	第三地帯	九〇〇	其他全部
日野郡	第一地帯	九五〇	根雨町大字根雨、黒坂町大字黒坂、日野上村大字生山 溝口町大字溝口、江尾町大字江尾
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、借地権の部

鳥取県

米子税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
米子市	第一地帯	二〇〇	宅地の地帯区分による

三、家屋の部

鳥取県

米子税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
米子市	第一地帯	一、〇〇〇	法勝寺町、道笑町、四日市町、紺屋町、東倉吉町、西倉吉町、尾高町、岩倉町、立町、天神町、茶町、明治町、灘町、角盤町、朝日町、糀町、博労町、富士見町、錦町、中町、東町、加茂町、万能町、日野町、末元町、塩町、大工町、久米町、西町、花園町、寺町、勝田町、車尾、皆生
〃	第二地帯	一、二〇〇	其他全部
西伯郡	第一地帯	一、一〇〇	境町
〃	第二地帯	一、三〇〇	淀江町大字淀江、法勝寺村大字法勝寺、逢坂村大字下市、大高村大字尾高、御来屋町
〃	第三地帯	一、五〇〇	其他全部

三、家屋の部

鳥取県　米子税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
日野郡	第一地帯	一、三〇〇	根雨町大字根雨、黒坂町大字黒坂、溝口町大字溝口、日野上村大字生山
	第二地帯	一、五〇〇	其他全部

四、山林原野の部

鳥取県　米子税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
米子市		三、九〇〇	
西伯郡		三、六〇〇	
日野郡		三、四〇〇	

一、宅地の部

島根県　松江税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
松江市	第一地帯	九〇〇	白潟本町、天神町、末次本町、
	第二地帯	一、〇〇〇	殿町、中原町、末次町、苧町、西茶町、東茶町、東本町、八軒屋町、和多見町、寺町、魚町、灘町、朝日町、伊勢宮町、御手船場町、母衣町、米子町、南田町、北田町、北堀町、石橋町、奥谷町、内中原町、外中原町、片原町、向島町、[illegible]町、横浜町、新町、栄町、幸町、松尾町、雑賀町、新雑賀町、津田町、本郷町、大正町、東朝日町
	第三地帯	九五〇	其他全部

一、宅地の部

島根県　　　　　　　　　　松江税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
八束郡	第一地帯	九五〇	美保関町玉湯村、揖屋町、宍道町
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、借地権の部

島根県　　　　　　　　　　松江税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
松江市	第一地帯 第二地帯	二〇〇 一五〇	宅地の地帯区分による。

三、家屋の部

島根県　　松江税務署

市郡名	適用地区	評価倍数	適用地帯の区域名
松江市	第一地帯	一、〇〇〇	殿町、中原町、末次町、苧町、西茶町 東茶町、末次本町、東本町、白潟本町 八軒屋町、和多見町、寺町、魚町、天神町、堅町、朝日町、伊勢宮町　御手船場町
〃	第二地帯	一、三〇〇	西津田町、東津田町、菅田、古志原、川津、朝酌、法吉町、竹矢、乃木
〃	第三地帯	一、一〇〇	其他全部
八束郡	第一地帯	一、三〇〇	宍道町、美保関町、揖屋町
〃	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

四、山林原野の部

松江税務署

市郡町	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
松江市		三、九〇〇	
八束郡		三、五〇〇	

一、宅地の部

島根県　　安来税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
能義郡	第一地帯	一、〇〇〇	安来町
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

島根県　　　　安来税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
能義郡	第一地帯	一、七〇〇	安来町、広瀬町
〃	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

三、山林原野の部

安来税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
能義郡		三、四〇〇	

一、宅地の部

島根県　　　　大東税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
仁多郡	第一地帯	九五〇	三成町、横田町
	第二地帯	九〇〇	其他全部
大原郡	第一地帯	九五〇	大東町、木次町
	第二地帯	九〇〇	其他全部
飯石郡	第一地帯	九〇〇	全部

二、家屋の部

島根県

大東税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
大原郡	第一地帯	一、二〇〇	大東町、木次町
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部
仁多郡	第一地帯	一、三〇〇	三成町、横田町
	第二地帯	一、五〇〇	其他全部
飯石郡	第一地帯	一、五〇〇	全部

三、山林原野の部

大東税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
仁多郡		三、三〇〇	
大原郡		三、三〇〇	
飯石郡		三、二〇〇	

一、宅地の部

島根県

出雲税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
出雲市	第一地帯	一、〇〇〇	今市町（中町、本町、新町、藤ヶ森） 今市町（上町、塚根、牛ヶ沢、漆垣） 大津町（内薬師、薬師町、町北）
	第二地帯	九五〇	其他全部
簸川郡	第一地帯	一、〇〇〇	大社町、平田町、荒木村（北荒木）

簸川郡	第二地帯	九五〇	荘原村、出西村、伊波野村、直江村、久木村、出東村、久村、田岐村、国村、荒木村（北荒木を除く）、[illegible]村、国富村、神門村、神西村、江南村、西浜村、荒茅村、遙堪村
	第三地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

島根県

出雲税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
出雲市	第一地帯	一、一〇〇	今市町、大津町
	第二地帯	一、二〇〇	其他全部
簸川郡	第一地帯	一、三〇〇	大社町、平田町
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

三、山林原野の部

出雲税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
出雲市		三、八〇〇	
簸川郡		三、五〇〇	

一、宅地の部

島根県

石見大田税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
邇摩郡	第一地帯	九五〇	仁万町、温泉津町、大森町
	第二地帯	九〇〇	其他全部
安濃郡	第一地帯	九五〇	大田町、久手町、波根東村
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

島根縣　石見大田税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
邇摩郡	第一地帯	一、二〇〇	大森町、温泉津町、仁方町、静間村
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部
安濃郡	第一地帯	一、二〇〇	大田町、久手町、波根、東村
	第二地帯	一、四〇〇	其他全部

三、山林原野の部

石見大田税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地区の区域名
安濃郡		三、四〇〇	
邇摩郡		三、四〇〇	

一、宅地の部

島根縣　川本税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の區域名
邑智郡	第一地帯	九五〇	川本町
	第二地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

川本税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
邑智郡	第一地帯	一、二〇〇	川本町、矢上町、粕淵町
	第二地帯	一、五〇〇	其他全部

三、山林原野の部

島根県

川本税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
邑智郡		三、二〇〇	

一、宅地の部

島根県

浜田税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
浜田市	第一地帯	一、〇〇〇	新町、辻町、原町、内ヶ辻、紺屋町、浜田黒川、石見黒川、片庭
	第二地帯	一、一〇〇	松原、浜田原井、蛭子町、浜田浦、石見浅井、長沢、長浜、熱田、治和
	第三地帯	九〇〇	其他全部
	第一地帯	一、〇〇〇	江津町大字郷田
	第二地帯	九五〇	三隅町、都野津町、有福村上有福
那賀郡	第三地帯	九〇〇	其他全部

二、家屋の部

浜田税務署

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
浜田市	第一地帯	一、一〇〇	新町、辻町、片庭、蛭子町、紺屋町、浜田深井、浜田原井、浜田黒川、原町、浜田浦、檜物屋、内ヶ辻、石見浅井、石見黒川
浜田市	第二地帯	一、三〇〇	其他全部
那賀郡	第一地帯	一、二〇〇	江津町大字郷田、都野津町、有福村上有福
	第二地帯	一、五〇〇	其他全部

三、山林原野の部

島根縣

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
浜田市		四、七〇〇	
那賀郡		三、四〇〇	

浜田税務署

一、宅地の部

島根縣

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
美濃郡	第一地帯	一、〇〇〇	益田町　大字益田、中吉田、上吉田、下吉田、高津
	第二地帯	九〇〇	其他全部
鹿足郡	第一地帯	九五〇	津和野町大字後田、森村、日原町大字日原、枕瀬
	第二地帯	九〇〇	其他全部

益田税務署

[illegible]の部

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
美濃郡	第一地帯	一、二〇〇	益田町
	第二地帯	一、五〇〇	其他全部
鹿足郡	第一地帯	一、二〇〇	津和野町、日原町大字日原
	第二地帯	一、五〇〇	其他全部

益田税務署

三、山林原野の部

市郡名	済用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
美濃郡		三、四〇〇	
鹿足郡		三、四〇〇	

益田税務署

一、宅地の部

島根縣

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
周吉郡	第一地帯	九五〇	西郷町
	第一地帯	九〇〇	其他全部
穏地郡		九〇〇	全部
海上郡		九〇〇	全部
知夫郡		九〇〇	全部

西郷税務署

二、家屋の部

島根縣

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
周吉郡	第一地帯	一、三〇〇	西郷町
	第二地帯	一、五〇〇	其他全部
穏地郡	第一地帯	一、五〇〇	全部
海上郡	第一地帯	一、五〇〇	全部
知夫郡	第一地帯	一、五〇〇	全部

西郷税務署

三、山林原野の部

市郡名	適用地帯	評価倍数	適用地帯の区域名
周吉郡		三、三〇〇	
隱地郡		三、三〇〇	
海上郡		三、三〇〇	
知夫郡		三、三〇〇	

西郷税務署

果樹の評価基準

果樹の評価基準

一、果樹の価額は左記の樹令別一反歩当り標準価額表に反別を乗じて評定する。

二、標準価額表（一反歩当り）

適用地帯	樹種	樹令	価額
広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県	かんきつ （みかん）	自一年 至三年	一五、〇〇〇円
		〃四年 〃一〇年	二五、〇〇〇
		〃一一年 〃一五年	三五、〇〇〇
		〃一六年 〃二四年	五〇、〇〇〇
		〃二五年 〃三〇年	六五、〇〇〇
		〃三一年 〃四〇年	五〇、〇〇〇
		四一年 以上	三五、〇〇〇

同上	（夏みかん）	自一年 至三年	一五、〇〇〇
		〃四年 〃一〇年	二五、〇〇〇
		〃一一年 〃一五年	三五、〇〇〇
		〃一六年 〃三四年	五〇、〇〇〇
		〃三五年 〃四五年	六五、〇〇〇
		〃四六年 〃五五年	五〇、〇〇〇
		〃五六年以上	三五、〇〇〇
同上	かき	自一年 至三年	一〇、〇〇〇
		〃四年 〃一〇年	二〇、〇〇〇
		〃一一年 〃一四年	三〇、〇〇〇
		〃一五年 〃一九年	四〇、〇〇〇
		〃二〇年 〃三〇年	五〇、〇〇〇
		〃三一年 〃三五年	四〇、〇〇〇
		〃三六年 〃四〇年	三〇、〇〇〇
		〃四一年以上	二〇、〇〇〇
同上	なし（廿世紀）	自一年 至六年	一八、〇〇〇
		〃七年 〃一〇年	三〇、〇〇〇
		〃一一年 〃一四年	六〇、〇〇〇
		〃一五年 〃二〇年	七五、〇〇〇
		〃二一年 〃二五年	六〇、〇〇〇
		[illegible]	
		[illegible]	
		〃二六年以上	三〇、〇〇〇
同上	（其の他）	自一年 至五年	一五、〇〇〇

		自六年 至一〇年	二五、〇〇〇
		〃一一年 〃一四年	四五、〇〇〇
		〃一五年 〃二〇年	六五、〇〇〇
		〃二一年 〃二五年	四五、〇〇〇
		二六年以上	二五、〇〇〇
同上	りんご	自一年 至五年	一〇、〇〇〇
		〃六年 〃一〇年	二〇、〇〇〇
		〃一一年 〃一四年	三〇、〇〇〇
		〃一五年 〃二五年	四〇、〇〇〇
		〃二六年 〃三〇年	三〇、〇〇〇
		〃三一年 〃四〇年	二五、〇〇〇
		四一年以上	二〇、〇〇〇
同上	もも	自一年 至三年	一五、〇〇〇
		〃四年 〃六年	三〇、〇〇〇
		〃七年 〃九年	五〇、〇〇〇
		〃一〇年 〃一五年	七〇、〇〇〇
		〃一六年 〃二〇年	五〇、〇〇〇
		二一年以上	三〇、〇〇〇
岡山県のうち岡山市御津郡上道郡	ぶどう	自一年 至三年	一五、〇〇〇
		〃四年 〃六年	四〇、〇〇〇
		〃七年 〃九年	六〇、〇〇〇
		〃一〇年 〃二〇年	七五、〇〇〇
		〃二一年 〃二五年	六〇、〇〇〇
		二六年以上	三五、〇〇〇

広島県 山口県 岡山県のうち前項の区域を除く他全部 鳥取県 島根縣	ぶどう	自一年……至三年	一五,〇〇〇
		四年……六年	三〇,〇〇〇
		七年……九年	四五,〇〇〇
		一〇年……二〇年	六〇,〇〇〇
		二一年……二五年	四五,〇〇〇
		二六年以上	三〇,〇〇〇
広島県 山口縣 岡山縣 鳥取縣 島根縣	びわ	自一年……至五年	一五,〇〇〇
		六年……一〇年	三〇,〇〇〇
		一一年……一四年	四五,〇〇〇
		一五年……二〇年	六〇,〇〇〇
		二一年……二五年	四〇,〇〇〇
		二六年以上	三〇,〇〇〇
同上	うめ	自一年……至五年	一〇,〇〇〇
		六年……一〇年	二〇,〇〇〇
		一一年……一四年	三五,〇〇〇
		一五年……二〇年	四五,〇〇〇
		二一年……二五年	三五,〇〇〇
		二六年以上	二〇,〇〇〇
同上	くり	一年……五年	一五,〇〇〇
		六年……九年	三五,〇〇〇
		一〇年……一五年	五〇,〇〇〇
		一六年……二〇年	三五,〇〇〇
		二一年以上	二〇,〇〇〇

桐及び竹の評価基準

桐の立木及び竹林の評価基準

一、桐立木の価額は左記の樹令別一本当りの標準価額表に本数を乗じて評定する。

桐立木評準価額表（一本当り）

適用地帯	樹令	平均玉高直径	価額
広島縣山口縣岡山縣鳥取縣島根縣	一―四	―	一六〇円
	五―九	五寸	二四〇
	一〇―一四	七	六〇〇
	一五―一九	九	九五〇
	二〇―二四	一〇	一、五〇〇
	二五―二九	一二	二、一〇〇
	三〇―三四	一五	三、三〇〇

二、竹林の価額は左記の竹種別一反当りの標準価額表に反別を乗じて評定する。

竹林の標準価額表（一反当り）

適用地帯	種目	価額
広島縣、山口縣、岡山縣、鳥取縣、島根縣	孟宗	一五〇〇〇円
	眞竹	一〇〇〇〇
	其の他	五〇〇〇

電話加入权の評価

一、電話加入权は当該電話交換局こと別表に定められた標準価額により評価する。

但し特殊な番号（一番から十番まで百番のような呼稱し易い番号又は四九八九番のように誰もがいやがる番号等）は前項の標準価額に対し相当程度の増減を来した価額を以て評価額とする。

二、昭和二十四年二月十五日以後新規に加入した電話加入权については評価しない。

但しその電話についての設備機械等については調達価額より所得税法の規定による償却額を控除した額による。

三、戦災電話等にして昭和二十四年二月十七日逓信省告示第六十四号により現在電話が利用せられてゐないものについては評価しない。

電話加入権評準価額表

（單位千円）

署名	局名	評価額	局名	評価額	局名	評価額	局名	評価額	局名	評価額	局名	評価額	局名	評価額	局名	評価額	局名	評価額
広島東	広島中	三五	大柿	四	中村	三	其の他	二										
広島西	広島西	五五	草津	五														
廿日市	廿日市	六	大竹	六	厳島	四	五日市	四	大野	三	玖波	三	其の他	二				
呉	呉	二五	広	八	江田島	二	吉浦	四	阿賀	四	仁方	四	音戸	三	長浜	三	宮[illegible]	
	其の他	二																
海田市	海田市	六	熊野	三	矢野	三	其の他	二										
可部	可部	六	祇園	五	古市	四	加計	四	八重	三	大朝	三	其の他	二				
吉田	吉田	五	甲立	四	向原	三	其の他	二										
西條	西條	六	中黒瀬	三	河内	三	其の他	二										
忠海	忠海	六	安芸津	四	木ノ江	四	川尻	三	安浦	三	御手洗	三	竹原	七	其の他	二		
尾道	尾道	一五	土生	五	甲山	四	田熊	三	市村	三	重井	三	其の他	二				
三原	三原	一〇	糸崎	八	瀬戸田	五	安芸本郷	四	大西	三	其の他	二						
福山	福山	一五	松永	六	鞆	六	神辺	五	水呑	四	浦崎	三	藤江	三	加法	三	千[illegible]	
	横尾	三	水越	三	其の他	二												
府中	府中	七	新市	五	上下	四	油木	三	駅家	三	其の他	二						
三次	三次	六	吉舎	四	三良坂	三	塩町	三	其の他	二								
庄原	庄原	五	東城	四	西城	四	比和	三	其の他	二								
山口	山口	五	小郡	六	秋穂	四	阿知須	三	嘉川	三	其の他	二						
岩国	岩国（西本局）	一〇	[illegible]	一〇	岩国西	一〇	玖珂	四	由宇	三	高森	三	岩国藤生	三	其の他	二		
柳井	柳井	七	小松	五	久賀	四	安下庄	四	大畠	三	其の他	二						
徳山	徳山	一〇	下松	一〇	富田	五	櫛ヶ浜	四	福川	四	鹿野	三	其の他	二				
光	光	八	室積	五	平生	四	田布施	四	其の他	二								
防府	防府	一〇	堀	三	其の他	二												
厚狭	厚狭	六	伊佐	四	船木	四	大田	三	埴生	三	大嶺	三	其の他	二				
下関	下関	五〇	長府	一八	下関[illegible]	一八	下関本村	一八	小月	一八	西市	四	安岡	四	小串	三	[illegible]	二
	川棚	三	其の他	二														
宇部	宇部	一〇	小野田	八	高千帆	四	床波	三	其の他	二								
長門深川	仙崎	五	正明市	五	古市	三	青海	三	三隅	三	俵山	三	特牛	三	湯本	三	[illegible]	三
萩	萩	八	江崎	四	須佐	三	其の他	二									其の他	二
岡山	岡山	三五	金川	五	天城	四	備前一宮	三	其の他	二								
瀬戸	片上	六	瀬戸	五	和気	五	三石	四	阿生	三	神崎	三	伊里	三	吉永	三	[illegible]	二
	山田	三	[illegible]	三	周匝	三	万富	三	其の他	二								
西大寺	西大寺	八	牛窓	五	邑久	三	鶴海	三	鹿忍	三	虫明	三	其の他	二				
児島	児島	八	琴浦	八	下村	八	下津井	五	郷内	四	迫川	四	[illegible]田	四	彦崎	三	[illegible]	三
玉野	玉野	八	宇野	八	玉野日比	三	八浜	三	甲浦	三	其の他	二						
倉敷	倉敷	一〇	総社	五	早島	五	茶屋町	四	妹尾	四	吉備	四	足守	四	高松	三	[illegible]	三
	呼松	三	美袋	三	其の他	二												
玉島	玉島	八	金光	五	西阿知	四	連島	四	大條院	四	寄島	四	鴨方	四	里庄	三	[illegible]	三
	船穂	三	其の他	二														
笠岡	笠岡	八	井原	七	矢掛	五	高屋	四	小田	三	芳井	三	神島	三	其の他	二		
高梁	高梁	六	成羽	四	呰部	三	其の他	二										
新見	新見	六	刑部	三	其の他	二												
久世	久世	五	勝山	五	落合	四	湯原	三	其の他	二								
津山	津山	八	福渡	四	亀甲	三	加茂	三	弓削	三	其の他	二						
林野	林野	五	勝間田	四	大原	三	江見	三	其の他	二								
鳥取	鳥取	一三	智頭	五	浦富	四	郡家	四	賀露	三	若桜	三	青谷	三	用ヶ瀬	三	河原	三
	大岩	五	浜村	三	其の他	二												
倉吉	倉吉	七	上井	五	三朝	四	赤崎	四	八橋	三	由良	三	松崎	三	浦安	三	其の他	二
米子	米子	一二	境	七	淀江	四	根雨	四	御来屋	三	溝口	三	外江	三	大篠津	三	[illegible]	五
	生山	三	其の他	二														
松江	松江	一五	玉造	五	馬潟	五	恵曇	三	宍道	三	揖屋	三	朝酌	五	其の他	二		
安来	安来	六	広瀬	三	荒島	三	其の他	二										
大東	大東	四	木次	六	三成	三	三刀屋	三	掛合	三	来名	三	横田	三	其の他	二		
出雲	出雲	八	大社	五	平田	四	直江	五	出雲今市	三	其の他	二						
石見大田	石見大田	六	温泉津	四	久手	三	其の他	二										
川本	川本	五	粕淵	三	矢上	三	田所	三	其の他	二								
浜田	浜田	一〇	江津	六	三隅	三	都野津	三	其の他	二								
益田	益田	六	津和野	五	日原	四	高津	五	豊田	三	其の他	二						
西郷	西郷	五	其の他	二														

牛馬等の評価基準

一、牛馬については役牛馬、乳牛、種牛馬等の価額は別表の地域毎に定められた標準価額により評価する。

二、売買業者の所有する牛馬等については商品の評価方法に準じて評価する。

三、競走馬等の評価
競走馬、猟犬、番犬等愛がん用の家畜、家きん等については血統経歴等により調達時期の取引価額により評価する。

牛馬等の価額

(一) 幼牛（生後十八月まで）の標準価額

県名	地帯名	種目	価額	適用地域
広島	一	使役牛 牝	一八、〇〇〇	第二地帯を除く他全部
		牡	一〇、〇〇〇	
	二	牝	二一、〇〇〇	比婆郡、神石郡、甲奴郡、双三郡
		牡	一三、〇〇〇	
山口全部		牝	一九、〇〇〇	
		牡	一一、〇〇〇	
岡山	一	牝	一八、〇〇〇	第二地帯を除く他全部
		牡	一〇、〇〇〇	
	二	牝	二一、〇〇〇	阿哲郡、真庭郡、上房郡、川上郡
		牡	一三、〇〇〇	
鳥取全部		牝	二三、〇〇〇	
		牡	一四、〇〇〇	
島根全部		牝	二一、〇〇〇	
		牡	一三、〇〇〇	

(二) 壮牛（十九月から六十月まで）の標準価額

広島	一	使役牛 牝	三二、〇〇〇	第二地帯を除く他全部
		牡	二五、〇〇〇	
	二	牝	三五、〇〇〇	比婆郡、神石郡、甲奴郡、双三郡
		牡	二八、〇〇〇	
山口全部		牝	三二、〇〇〇	
		牡	二五、〇〇〇	
岡山	一	牝	三七、〇〇〇	第二地帯を除く他全部
		牡	二六、〇〇〇	
	二	牝	三五、〇〇〇	阿哲郡 真庭郡 上房郡 川上郡
		牡	二八、〇〇〇	

鳥取	全部		牝	三七、〇〇〇	
			牡	三〇、〇〇〇	
島根	全部		牝	三三、〇〇〇	
			牡	二七、〇〇〇	

(三)老牛（六十一月以後）の標準価額

広島	一	使役牛	牝	二四、〇〇〇	第二地帯を除く他全部
			牡	二二、〇〇〇	
	二		牝	二八、〇〇〇	比婆郡　神石郡　甲奴郡　双三郡
			牡	二六、〇〇〇	
山口	全部		牝	二四、〇〇〇	
			牡	二二、〇〇〇	
岡山	一		牝	二四、〇〇〇	第二地帯を除く他全部
			牡	二二、〇〇〇	
	二		牝	二八、〇〇〇	阿哲郡　真庭郡　上房郡　川上郡
			牡	二六、〇〇〇	
鳥取	全部		牝	二九、〇〇〇	
			牡	二七、〇〇〇	
島根	全部		牝	二八、〇〇〇	
			牡	二六、〇〇〇	

(四)その他の牛の標準価額

全管全部	乳用牛	幼牛	三〇、〇〇〇円	老牛は使役牛と同額で評定する
		壮牛	六〇、〇〇〇	
	種牛	幼牛	五〇、〇〇〇	品種の程度により三割以内のしんしゃく増減ができる
		壮牛	八〇、〇〇〇	
	優良牛	幼牛	六〇、〇〇〇	血統登録を受けた牛に適用し三割以内のしんしゃく増減ができる。
		壮牛	一〇〇、〇〇〇	

二、馬の標準価額

県名　地帯名	種目	価額	備考
全管全部	仔馬	一七、〇〇〇円	当歳乃至明二歳
	輓馬及び農耕馬	三三、〇〇〇	
	種馬	一五〇、〇〇〇	品種の程度により三割以内のしんしゃく増減ができる
	競走馬	五〇〇、〇〇〇以上	品質の程度により精通者の意見等を参しゃくの上適正に増額評定する

三、その他の家畜の標準価額

県名	地帯名	種類	規格	単位	価額	摘要
全管	全部	豚	生後三ヶ月以下	一頭当	五、〇〇〇円	
			自四月至九月	〃	一〇、〇〇〇	
			十月以上	〃	一五、〇〇〇	

0877

全管	全部	山羊	仔山羊（生後十月未満）	一頭当	二、〇〇〇	
			成山羊（雌）（生後十月以上）	〃	四、〇〇〇	優良種は適正に増額評定する
			〃（雄）	〃	一、八〇〇	種山羊については適正に増額評定する
〃	〃	緬羊	仔緬羊（生後十月未満）	一頭当	五、〇〇〇	
			成緬羊（生後十月以上）	〃	八、〇〇〇	
〃	〃	鶏	雛	一羽	一五〇	
			成鶏	〃	四〇〇	

鉱泉地の評価基準

一、鉱泉地の価額は、鉱泉地の基本価額（昭和二十五年分は三十万円）に当該鉱泉地の湧出量指数と当該鉱泉地のある温泉地の温泉地指数とを乗じて算出した金額により評価する

二、湧出量指数は鉱泉の一分間の湧出量が四斗（標準湧出量）でかつ、摂氏五十度を超えるものから五十五度までの温泉（標準温度）の場合の指数を百として左に掲げるとおり定める

湧出量指数

ゆう出量 斗	指数	ゆう出量	指数	ゆう出量	指数
5以下	30	95～108	250	390～409	1.000
6～9	35	110～129	300	410～429	1.050
10～13	40	130～149	350	430～449	1.100
14～17	45	150～169	400	450～469	1.150
18～21	50	170～189	450	470～489	1.200
22～25	60	190～209	500	490～509	1.250
26～29	70	210～229	550	510～529	1.300
30～33	80	230～249	600	530～549	1.350
34～37	90	250～269	650	550～569	1.400
38～44	100	270～289	700	570～589	1.450
45～54	125	290～309	750	590～609	1.500
55～64	150	310～329	800	610～629	1.550
65～74	175	330～349	850	630～649	1.600
75～84	200	350～369	900	650～669	1.650
85～94	225	370～389	950	670～689	1.700

690～709	1.750	850～869	2.150
710～729	1.800	870～889	2.200
730～749	1.850	890～909	2.250
750～769	1.900	910～929	2.300
770～789	1.950	930～949	2.350
790～809	2.000	950～969	2.400
810～829	2.050	970～989	2.450
830～849	2.100	990以上	2.500

備考　ゆう出量の斗未満は四捨五入する

三、標準温度（せっ氏五十五度）に達しないもの又は標準温度をこえるものについては、その過不足温度を左に掲げる温泉のゆう出量還元割合を用いて、ゆう出量に還元し本来のゆう出量に加算又は減算した上ゆう出量指数を決定する

温泉のゆう出量還元割合

温泉	還元割合（△は減）	温泉	還元割合（△は減）
25度未満	△80%	65度以下	10%
30度以下	△65%	70 〃	15%
35 〃	△50%	75 〃	20%
40 〃	△35%	80 〃	25%
45 〃	△20%	85 〃	30%
（標）55 〃	0%	90 〃	35%
60 〃	5%	95 〃	40%
		96度以上	45%

備考　温泉の度未満は切捨てて適用する

四、温泉地指数

温泉地指数は温度ゆう出量利用状況交通の便否等に基いて査案した指数別表の通りとする。

五、住宅別荘等の鉱泉地の価額

温泉地の利用者が旅館、料理店、待合その他営業者以外のものである場合には第一号の評価額より三割以内の金額を控除した金額により評価する。

六、共有の場合

鉱泉地を共有している場合にはその鉱泉地の価額を持分の割合にあん分した金額を各々の者の有する鉱泉地の価額とする。

七、温泉权の価額

借地に掘さくした温泉の温泉权の価額は第一号で評価した価額から素地の価額を控除した金額により評価する。

八、引湯权の価額

引湯权（鉱泉地の所有者（国又は地方公共団体を含む）又は温泉权者から分湯をうけて引湯使用している者の引湯する权利をいう）の価額は鉱泉地の価額又は温泉权の価額にゆう出量に対する分湯量の割合を乗じて算出した金額を基として当該引湯の條件により三割以内の金額を控除したところによって評価する。

この場合の鉱泉地の所有者又は温泉权者の有する权利の価額は引湯权の価額を控除したものによる。

温泉地指数

署名	温泉名	指数	署名	温泉名	指数	署名	温泉名	指数
山口	湯田	一二〇	鳥取	岩井	六〇	大東	海潮	四〇
徳山	湯野	四〇	〃	吉岡	五〇	川本	湯抱	四〇
下関	川棚	八五	〃	浜村	八〇	浜田	有福	六〇
長門深川	湯本	八〇	倉吉	三朝	一〇〇	石見大田	温泉津	七〇
〃	俵山	六五	〃	松崎	七〇	〃	志学	四〇
久世	湯原	五〇	〃	浅津	六〇			
津山	奥津	五〇	〃	関金	五〇			
林野	湯郷	六〇	米子	皆生	九〇			
鳥取	鳥取	九〇	松江	玉造	一〇〇			

医療器械標準価額表

一、総合病院標準価額（特殊器具を除く）

区分	価額
A級（病床一〇〇床以上）	四九五〇〇〇〇円
B級（病床五〇床以上）	三、三〇〇、〇〇〇円
C級（病床五〇床未満）	一、六五〇、〇〇〇円

二、特殊病院標準価額（特殊器具を除く）

料自	価額
精神科A級（病床六〇床以上）	四一八、〇〇〇円
〃　B級（〃三〇床以上）	二九七、〇〇〇円
〃　C級（〃一〇床以上）	一六五、〇〇〇円
〃　D級（〃一〇床未満）	一五〇、〇〇〇円

三、各科専門病院標準価額（精神病院を除く）

科目	A級（病床五〇床以上）	B級（病床三〇床以上）	C級（病床一〇床以上）
内科	六〇五、〇〇〇	四一八、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
外科	一、三七五、〇〇〇	九三五、〇〇〇	六〇五〇〇〇
産科	一、二一〇、〇〇〇	八二五、〇〇〇	四九五〇〇〇
耳鼻咽	一、〇四五、〇〇〇	六〇五、〇〇〇	三六三、〇〇〇
小児	六〇五、〇〇〇	四一八、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
皮泌	一、〇四五、〇〇〇	六〇五、〇〇〇	四一八、〇〇〇
眼科	八二五、〇〇〇	四九五、〇〇〇	三八五、〇〇〇
整形	一、二一〇、〇〇〇	八二五、〇〇〇	四九五、〇〇〇
理学的療法科	六〇五、〇〇〇	四一八、〇〇〇	二六四、〇〇〇
結核	六〇五、〇〇〇	四一八、〇〇〇	三三〇、〇〇〇

四、診療所標準価額（特殊器具を除く）

科目	A級（病床五—九）	B級（病床五未満）	C級（病床なきものにして医療従事者三名以上）	D級（病床なきものにして医療従事者三名未満のもの）
内科	二五四、〇〇〇	一九四、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	七八、〇〇〇
外科	三七九、〇〇〇	三一九、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
産科	三五三、〇〇〇	二九三、〇〇〇	一七五、〇〇〇	一〇四、〇〇〇
耳鼻咽	三三〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一八七、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
小児	二五四、〇〇〇	一九四、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	七八、〇〇〇
皮泌	三二九、〇〇〇	二〇一、〇〇〇	一七九、〇〇〇	一〇三、〇〇〇
眼科	二九六、〇〇〇	一九六、〇〇〇	一二四、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
整型	三七九、〇〇〇	三一九、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
理学的療法科	二五四、〇〇〇	一九四、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	七八、〇〇〇
結核	二五四、〇〇〇	一九四、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	七八、〇〇〇
精神		一四〇、〇〇〇	九七、〇〇〇	八一、〇〇〇

備考、

一、二科目以上を標榜するものは専門科目の標準価額の二割増とし五科目以上を標榜するものは専門科目の標準価額の五割増とす。

五、特殊器具（機械）標準価額

種目	価額	種目	価額
一、レントゲン機械		B、	七〇、〇〇〇
A、探部治療用	自 八〇〇、〇〇〇 至 一、一〇〇、〇〇〇	六、顕微鏡	
B、全波整流型 五〇〇MA以上級	〃 七〇〇、〇〇〇 〃 八〇〇、〇〇〇	A、舶来品	五八、〇〇〇
C、〃 三〇〇MA以上級	〃〃 六〇〇、〇〇〇	B 和製	
D、半波整流型 一五〇MA級	〃 二五〇、〇〇〇 〃 四〇〇、〇〇〇	六〇〇倍	一〇、〇〇〇
E、自己整流型 一〇〇MA級	三五〇、〇〇〇	一、五〇〇倍	自 二七、八〇〇 至 三三、〇〇〇
F、ポータブル	〃 一〇〇、〇〇〇 〃 一二〇、〇〇〇	大型	五九、三〇〇
二、太陽燈		七、無影燈装置	
A、自動式	〃 二五〇、〇〇〇 〃 四〇〇、〇〇〇	A、（経口、八五糎）	三八、〇〇〇
B、手動式	〃 二〇〇、〇〇〇 〃 三〇〇、〇〇〇	B、（〃 七七糎）	二五、〇〇〇
三、電気治療器		八、高級光学機械	
A、大型	五三、〇〇〇	眼科用	二五、〇〇〇
B、小型	三〇、〇〇〇	泌尿科用	三一、〇〇〇
四、電気メス	〃 六〇、〇〇〇 〃 九〇、〇〇〇	九、電気聴診器	五〇、〇〇〇
五、エレクトロカルヂョグラフ		十、雑機器	〃 三三、〇〇〇 〃 二五九、〇〇〇
A	一〇〇、〇〇〇		

備考、右記特殊器具（機械）の減価償却額を計算する場合の耐用年数は二十年とし残存価額を二〇%とすること

六、歯科用器具（機械）標準価額

種目	価額
一、特殊器具を除く種目	
A　級	八〇、〇〇〇
B　級	五七、五〇〇
C　級	三四、五〇〇
二、特殊器具（機械）	
イ、治療椅子	自 三八〇〇〇 至 四六、〇〇〇
ロ、ユニット	〃 二八、八〇〇 六九、〇〇〇
ハ、電気エンヂン	二三、〇〇〇
ニ、エアーコンプレッサー	

種目	価額
自動式	五七、五〇〇
並式	二六、八〇〇
ホ、電気レーズ	自 九、二〇〇 至 一五、〇〇〇
へ、キャビネット	〃 一二、七〇〇 一七、三〇〇
ト、歯科用レントゲン機械	
島津式	一五〇、〇〇〇
普通式	〃 六九、〇〇〇 一一五、〇〇〇
チ、ロール	〃 四、〇〇〇 五、二〇〇
リ、遠心鋳造機	〃 四、六〇〇 六、九〇〇

備考、

右記の特殊器具の減価償却額を計算する場合の耐用年数は二十とし、残存価額を二〇%とすること。

高　松

0885

富裕税[illegible]

昭和二十五年分

富裕税財産評価標準

高松国税局

0886

目次

順号	資産の種類		頁
一	不動産評定個別倍数	宅地の部	1
二	同	家屋の部	15
三	同	山林の部	27
四	同	原野の部	29
五	同	塩田の部	31
六	借地权評定倍数		37
七	立木標準価額		39
八	竹林の標準価額		41
九	桐之木標準価額		43
一〇	果樹標準価額		45
一一	牛馬等の標準価額		47
一二	電話加入权の標準価額		49